

東北電力株式会社取締役社長 殿

宮城県知事 村 井 嘉 洋

女川原子力発電所の原子炉施設の変更について（回答）

令和 5 年 7 月 3 日付けで協議のありましたこのことについては、了解します。

なお、原子炉施設の変更に当たっては、地域住民等のより一層の信頼が得られるよう、下記の事項について要請します。

また、県と登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町が締結した「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」に係る覚書の 2 に基づき提出のありました意見等は、別紙のとおりです。

記

- 1 各種の工事に当たっては、既存の設備へ影響を与えぬよう原子力発電所の安全性の確保に努めるとともに、作業に当たっては、安全第一で実施すること。
- 2 所内常設直流電源設備（3系統目）は、重大事故等に対処するための重要な施設であることから、設置後は適切な設備の維持・管理を行うこと。
- 3 万が一の重大事故等の発生に備え、訓練等により力量の維持・向上に常に努めること。

担 当

原子力安全対策課原子力安全対策班 伊藤
TEL 022-211-2607/ FAX 022-211-2695
E-mail : gentaia@pref.miyagi.lg.jp



美防第280号
令和6年7月1日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

美里町長 相 澤 清

女川原子力発電所の原子炉施設の変更について（回答）
令和5年7月3日付けで宮城県知事宛に協議のあった標記の件について、「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」に係る覚書の2に基づく本町の意見は、下記のとおりです。

記

- 1 工事にあたっては、貴社員及び協力企業社員の一人ひとりが自覚と責任を持ち、安全最優先で、確実かつ丁寧に実施すること。
- 2 所内常設直流電源設備（3系統目）について、既に設置済みである2系統の直流電源装置も併せた訓練の実施により、重大事故等発生時の対処に万全の体制を構築すること。
- 3 既設のプラスチック固化式固化装置の撤去にあたっては、他の設備及び周辺環境に影響を及ぼさないよう細心の注意を払って実施すること。

担 当：美里町防災管財課防災係 荒関
電 話：0229-33-2142
F A X：0229-33-2319
E-mail：bosai@town.misato.miyagi.jp

